

## 平成 23 年度第 4 回建築審査会 議事録

1 日 時 平成 24 年 3 月 21 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

2 場 所 長野保健所 303 号会議室

### 3 出席者

【委員】 織委員、原山委員、関委員、宮入委員、大塚委員、井澤委員

【事務局 (処分庁)】

小林課長補佐兼指導審査係長、田尻担当係長、三宅主任

### 4 審議内容

#### (1) 同意案件に関する審議

第一種低層住居専用地域における美術館の増築について (上高井郡小布施町)

ア 概 要 法第 48 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 48 条第 1 項ただし書の許可の説明)

第 48 条 第一種低層住居専用地域内においては、別に定める建築物以外の建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種低層住居専用地域における良好な住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委 員	隣接地との間に生垣などの植栽があると考えてよいですか。
処分庁	はい。植栽及び板塀があります。
委 員	周りから見ても、景観的にも支障がないと思います。
処分庁	小布施町の景観のガイドラインがありまして、屋根形状や色彩、外壁の色彩や構成、高さ規模、規模、壁面位置の後退、敷地内緑化は生垣若しくは板塀と、ガイドラインに決められており、それに沿っています。
委 員	公聴会での意見の中で、騒音について隣接の方が現状でも気にされているということなので、工事中の騒音などに配慮して工事を進めていただきたい。
処分庁	そのように町に伝えます。
議 長	議案第 1 号については、同意することに決定します。

(2) 同意案件に関する審議

第一種住居地域におけるドライクリーニング店舗（作業場）兼用住宅の用途変更について（小諸市）

ア 概要 法第 48 条第 5 項ただし書きの許可

（建築基準法第 48 条第 5 項ただし書きの許可の説明）

第 48 条 第一種住居地域内においては、別に定める建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要

委員	裏側の住宅と申請建物の距離はどのくらいありますか。
処分庁	2.5mから3mちょっとくらいです。
委員	本当に臭気は出ないのですか。
処分庁	最新型のもは揮発した溶剤を液体に戻して機械の中で処理をして、機械のタンクに戻して再利用します。 今回は許可に当たって国及び県の許可基準に添うように最新型に入れ替えるということで、機械の中で処理をするので外にでません。
委員	だから図面に「引火性溶剤は保管しない」とあるのですか。
処分庁	はい。通常ですと溶剤が揮発した分を補充するため、常時保管しておく必要がありますが、今回は基本的に揮発しないので常時保管しておく必要がありません。
委員	50cm ライン、1 m ラインの中には物を置かないというソフト的な基準の担保はどうするのですか。
処分庁	許可条件の中で記載するというのが一つ。もう一つは日々のチェックリストを作成して、それを毎日申請者側でチェックしていただきます。 以降の立入調査時において、申請者側できちんとチェックがなされているかをチェックすることになります。
委員	こうやって適法化したという事例を積み上げていただいて、今後続く事業者に提供して役立てていただきたい。
議長	議案第 2 号については、同意することに決定します。

(3) 包括同意案件に関する審議

建築基準法第 43 条ただし書の規定により建築基準法の道路に接しない敷地への建築物の建築に関する許可に係る同意の事後報告

ア 概 要 法第 43 条第 1 項ただし書きの許可

(建築基準法第 43 条第 1 項ただし書の許可の説明)

第 43 条 建築物の敷地は、道路に 2 メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したものについては、この限りでない。

イ 審議の結果 同意

ウ 審議の概要 質疑なし

5 その他

- 次回建築審査会の日程調整